

長岡京市新型コロナウイルス対策商工業事業者等緊急対応支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長岡京市新型コロナウイルス対策商工業事業者等緊急対応支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)は、市内で事業を営む商工業事業者等に対し、事業主を含む従業員(以下「従業員等」という。)が新型コロナウイルスに感染した場合又は事業所の利用者が感染した場合、予算の範囲内において、以後の感染防止対策経費等に対する長岡京市新型コロナウイルス対策商工業事業者等緊急対応支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付の対象は、令和4年1月1日以降、次項に定める事業所であって、次に掲げる事象が発生した事業所とする。

- (1) 従業員等が新型コロナウイルスに感染
- (2) 塾・教室等あらかじめ想定された日時に一定時間・同一空間に複数人が滞在する業種又は、理美容・整体・エステ等身体接触が業態として不可欠な業種であって、利用者に新型コロナウイルスに感染した者があり、感染拡大防止措置を行い、他の利用者へ感染の発生及び対応の周知を行ったもの。ただし、京都府における令和3年8月20日からの緊急事態宣言に伴う、「協力金」の支給対象となった業種は除く。
- (3) その他市長が認めるもの

2 前項に定める事業所は、中小企業等及び個人事業主を含む小規模企業で、詳細は別表1に定めるものとする。ただし、次に掲げる事業所については除くものとする。

- (1) 一部事務組合が運営する事業所
- (2) 長岡京市から指定管理者の指定を受けている事業所
- (3) 「長岡京市新型コロナウイルス対策福祉事業者等緊急対応支援補助金」の補助対象となっている福祉事業所

3 第1項に定める新型コロナウイルスに感染した従業員等及び利用者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 従業員等 発症日の2日前から新型コロナウイルス感染症の診断を受けた後に隔離などをされるまでの期間(以下「感染可能期間」という。)に当該事業所の事業に従事した者
- (2) 利用者 感染可能期間に第1項第2号に該当する事業所を利用した者
- (3) 従業員等のうち、令和4年1月1日以降に、同居人が新型コロナウイルス感染症の診断を受け、保健所から自宅待機を指示された従業員等で感染可能期間に当該事業所の事業に従事した者

4 補助対象期間は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、同一事象の補助は1回までとし、既に交付を受けているものは、本事業の対象としないものとする。

5 他の補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1事業所あたり10万円とする。ただし、1事業所において5人以上の集団感染（クラスター）が発生した場合は20万円とする。

(対象経費)

第4条 対象経費は、別表2に定めるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる書類を令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間に発生した事象については、令和4年6月30日までに提出しなければならない。

- (1) 長岡京市新型コロナウイルス対策商工業事業者等緊急対応支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 本市内で事業を実施していることが確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第1項第2号に該当する事業所は、第1項第1号から第4号までの書類の他に、他の利用者へ事象の発生及び対応の周知をした文書等の写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長岡京市新型コロナウイルス対策商工業事業者等緊急対応支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知し、補助金を口座振込により交付するものとする。

2 前項の交付決定通知書をもって、補助金の確定通知とみなす。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助事業者が申請内容に虚偽等を記載したことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の取り消しを決定した場合において、別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行し、令和3年8月20日から適用する。

附 則

この要綱を、令和4年1月24日から施行し、第2条第3項第1号の規定については、令和4年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月25日から施行する。ただし、この要綱による改正後の長岡京市新型コロナウイルス対策商工業事業者等緊急対応支援補助金交付要綱第1条、第2条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の長岡京市新型コロナウイルス対策商工業事業者等緊急対応支援補助金交付要綱に規定する別記様式1号は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表1 対象企業

(1) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるもの又は、これらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの

〔中小企業基本法に定める 中小企業の範囲〕業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は 出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

(2) 小規模企業

中小企業基本法第2条第5項に定める「小規模企業者」

〔小規模企業の範囲〕業種	常時使用する 従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

別表2

対象経費	消毒等に係る経費、環境改善・充実等の経費、従業員の確保や賃金等の割増経費、PCR検査費用（積極的疫学調査の対象外や経過観察の再検査、抗原検査）など感染拡大及び感染防止対策等に資する経費
------	--